

# 資料

## リヴィア・コオパー・アンド・プラス会社事件

川 岸 繁 雄

第一次大戦後の経済ナショナリズムは、新しく政治的独立を達成した開発途上国への経済的従属に対する反発としてあらわれたが、開発途上国による資源の保有とその経済発展に占める資源の重要性などから、それは資源ナショナリズムとして資源の分野においてまず表面化した。<sup>(1)</sup>そして、その理論的根拠となる天然資源に対する永久的主権概念は、一九五二年国連において、開発途上国への政治的独立と経済発展の推進に関連して主張され、一九六一年二月一四日、国有化の権利を含む天然資源に対する永久的主権に関する国連総会決議一八〇三(XVII)において確認された。このような資源ナショナリズムの攻勢は石油輸出国機構などの生産国同盟の結成を背景として国際的な資源需給に大きな影響を与えたが、ボーキサ

イト生産国の資源ナショナリズムは一九七〇年代に入つて高揚し、ジャマイカを中心とした国際ボーキサイト連合の結成、鉱区使用料の引き上げ、国有化や共同事業化(合弁)など、資源ナショナリズムが現実の施策として積極的に推進された。<sup>(2)</sup>

本件はジャマイカにおいてアルミ精錬工場とその関連設備の建設と操業に從事したリヴィア・ジャマイカ・アルミナ会社の資金調達を目的とした投資に関する、リヴィア・コオパー・アンド・プラス会社と海外民間投資公社の保証契約を基礎としている。リヴィア・コオパー・アンド・プラス会社は、ジャマイカ政府が一九六七年三月一〇日協定における追加租税禁止条項に違反してボーキサイト生産税を導入したことをお難し、海外民間投資公社契約の保険担保範囲B(収用)に

基づく補償と経費の償還を請求した。これに対して、海外民間投資公社は、ジャマイカ政府の諸行為が明示的に国有化を目的としておらず、専断的でなく、確立した一般国際法の諸原則にも違反していないと主張した。そして海外民間投資公社は、国際法に関連してボーキサイト生産税が確立した国際法ならびに米国憲法において没収とはみなされないと主張したが、リヴィア・コオパー・アンド・ブラス会社は、国際法上の問題として、ジャマイカ政府が反対の明示的な引受に直接違反し、同社に追加租税を賦課徴収するためにボーキサイト生産税を設定した責任を免れない<sup>(3)</sup>と反論した。<sup>(3)</sup>一九七八年八月二十四日、仲裁裁判所は、一九七四年ボーキサイト法と鉱業法改正が一九六七年協定の破棄となり、リヴィア・ジャマイカ・アルミニナ会社の財産に対する実効的管理を剝奪したと判断した。そして、この実効的管理の剝奪が海外民間投資公社契約上の収用行為を構成すると判示し、仲裁裁判所はリヴィア・コオパー・アンド・ブラス会社に対して百十三万一千四十四ドルの裁定額を認めた。<sup>(4)</sup>しかし、リヴィア・コオパー・アンド・ブラス会社はコロンビア特別地方裁判所に対してもこの仲裁判断の一部訂正と取消を申し立てたが、一九七八年一二月八日、同裁判所はこの申立を却下した。その命令によ

れば、リヴィア・コオパー・アンド・ブラス会社が同裁判所に対して誤謬を立証していない。そして本件が公序に關係しているが、それは申立人が主張するようなものではなく、拘束力ある仲裁条項の司法的執行にあるということになる。<sup>(5)</sup>

このように、仲裁裁判所は、ボーキサイト生産税とその他、經濟開発協定違反のジャマイカ政府の諸行為が一般国際法の諸原則に違反し、リヴィア・コオパー・アンド・ブラス会社の投資に対する実効的管理を剝奪したと判示したが、この仲裁裁判所は国際投資紛争に関する国際仲裁の先例に依拠し、特に国際法諸原則がコンセンサシヨンに適用された、最近のもつとも影響力あるリビア国有化事件に関する仲裁判断の基本的な法的結論を採用している。しかし、この仲裁判断は、本件とリビア国有化事件との間に契約の主題、期間および安定化条項の密接な類似性を認めていたが、リビア国有化事件と異なり、本件の協定は準拠法について言及していない。この点、仲裁判断は、經濟開発協定が政府間の契約としての國際性を有しないが、そのような協定が特に開発途上国の經濟發展という現代国際プロセスの一環として結ばれるのであり、基本的には国際的であるとして、国際法諸原則が適用されると判示した。したがつて、仲裁判断によれば、国家主権や議会の最

高性は経済開発協定にとって決定的とはなりえず、そのような契約を変更しうる立法府の国内法上の権限の如何をとわづ、政府は外国人当事者との契約によって国際法上拘束されることになる。そして、天然資源に対する永久的主権に関する最近の国連諸決議も、その適用が国家の信憑性を損うのみならず、そのような結果は法的に誠実原則というもつとも基本的な原則に直接対立し、受け入れることができないとされた。<sup>(7)</sup> こうして、仲裁判断は、コンセッション協定の国際性と国際法上の拘束性をさらに一步前進させているが、国際法学説におけるこの点に関するコンセンサスをあらわしているとはいえない<sup>(8)</sup>。この仲裁判断はまた、将来の仲裁判断に大きな影響を与えるものと考えられる。しかし、開発途上国は外国投資に関する紛争解決手段としての国際仲裁に対し批判的な態度をとりつづけており、この仲裁判断は国際仲裁による投資紛争解決に対する開発途上国の不信を強化させることになる。事実、一九五〇年代と一九六〇年代において外国人との国家契約に挿入された仲裁規定は今日それ程用いられておらず、開発途上国はこれまで以上に国内法と国内裁判を規定する条項を確保するよう主張するものと考えられる。<sup>(9)</sup>

（）の仲裁判断は損害填補責任、補償、償還と利息、裁定額、リヴァイア・ローパー・アンド・ブラス会社事件 川岸

少数意見の五部から成っているが、以下第一部の損害填補責任の部分のみを訳出する。

- (1) 加藤昇司 「ボーキサイト生産国における資源ナショナリズムの動き」 興銀調査一七四、一九七四年、三一ページ。
- (2) 大泉光一 「アルミニ多国籍企業経営実態と資源ナショナリズム—ボーキサイト資源の安定供給確保を求めて」 世界経済評論第一三卷五号、一九七九年、六五八一。 Cf., UN Doc., A/9716(20 September 1974), pp. 7—10; E/C. 7/53 (31 January 1975), pp. 6—11.
- (3) Ms. Wender's Draft Memorandum of 30 July 1977, pp. 2—3.
- (4) Revere Copper and Brass, Incorporated-Overseas Pri-

Vate Investment Corporation : Arbitral Award in Dispute Involving U. S. Investment Guaranty Program (August 24, 1978), International Legal Materials, Vol. XVII, 1978, p. 1368.

（5）仲裁裁決書は、G. W. Haight, Carroll R. Wetzel, Francis Bergan の3人の仲裁人で構成されたが、Francis Bergan さんの少數意見は、アラブ民主連合公会議約上の取扱行為が立証されなかったからである。しかし、一方で、原告の会社の請求が棄却された結果が示されたことに対する反対意見を述べる（*Ibid.*, p. 1383）。

（6）David D. Joy, Jr., Arbitration of Economic Development Agreements: The Impact of Revere v. OPIC, Virginia Journal of International Law, Vol. 20, 1980, p. 873.

（7）本件は、アラブ民主化事件に対する仲裁審理によるものである。たゞ、多喜寬、「日本とアラブ諸国との紛糾の問題」、アラブ化事件仲裁審理、船井国士（編著）「アラブ民主化事件仲裁審理」、船井国士（編著）「アラブ民主化事件」、101—11冊（一）、Jean-Flavien Lalive, Un grand arbitrage pétrolier entre un Gou-

vernement et deux sociétés privées étrangères, Journal du droit international, 1977, pp. 319—389 ; Gerald Cohen Jonathan, L'arbitrage Texaco-Calasatic contre Gouvernement libyen, Annuaire français de droit international, 1977, pp. 452—479 ; K. Venkato Raman, Transnational Corporations, International Law and the New International Economic Order, Syr. J. Int'l L & Com., Vol. 6, 1978, pp. 17—76 ; François Rigaux, Des dieux et des héros : Réflexions sur une sentence arbitrale, Revue critique de droit international privé, 1978, pp. 435—459 ; Joe Verhoeven, Droit international des contrats et droit des gens, Revue belge de droit international, Vol. XIV, 1978—1979, pp. 209—230 ; A. A. Fatouros, International Law and the Internationalized Contract, American Journal of International Law, Vol. 74, 1980, pp. 134—141.

（8）Revere Copper and Brass, Incorporated-Overseas Private Investment Corporation : Arbitral Award in Dispute Involving U. S. Investment Guaranty Program (August 24, 1978), op. cit., pp. 1338, 1343, 1345.

(8) いの延々とやが、たゞだ。 Andrew N. Onyem, The

Law of Natural Resources Development : Agreements Between Developing Countries and Foreign Investors, Syr. J. Int'l L. & Com., Vol. 5, 1977, pp. 1—52参照。

この点、学者によれば、国家が外国人投資家に対する契約義務を履行しないこと、特にそうしないという引受けに反する法律の制定は、一般に確立された国際法諸原則の違反となり、この原則のコロラリーとして、国内法上合法な国家行為であつても、それが外国人との契約の履行拒否なし違法となる場合、国際法違反を構成すると主張される。そして国際法のこの命題は国際社会において一般的に受け入れられてゐるといふべきである。(Ms. Wender's Draft Memorandum of 30 July 1977, p. 4)。しかし、コマコラ教授は、国家による商業的な協定の違反が ipso facto で国際法違反となるのか、あるいは専断的な場合のみ国際法違反となるのかについて学説上論議されてゐるが、本件においてジャマイカが一九六七年協定の基本的条項に違反するといひて、明らかに「専断的」ならし「違法」な行為を犯し、ジャマイカが国際法上それについての損害賠償責任を負わなければならぬのであり、した

リカベト・ロバーテン・ハックス会社事件 川岸

がハイチ共和国上の機械機器販賣責任が海外民謹投資会社の側に発生するか否か(Richard B. Lillich, Comments Upon Ms. Wender's Draft Memorandum of 30 July 1977 (27 September 1977), pp. 4, 6)。

他方、会社が国際法主体としての権利を有せば、したがって外国民間会社との国家契約は国際法上の合意とは認められないという立場では、そのような契約は契約当事者たる国家の国内法の支配に服し、国家はその国家経済の利益の必要上それを変更したり、期限前に取消したりする権利を有するとされる。そして、天然資源に対する永久的主権が国家の不可譲の権利として国連のすべての加盟国によりて承認され、国連総会の諸決議において確認されており、国家による商業的な協定の取消が国際法違反とならなければ認められる。(M. Bogouslavsky, L'Etat en tant que partie à des contrats de concession ou d'investissement conclus avec des sociétés privées étrangères, New Directions in International Trade Law I, 1977, pp. 308, 315)。

(9) David D. Joy, Jr., op. cit., p.885. たゞえばジャマイカは国際仲裁によって投資に関する法律的紛争を解決する

世界銀行の投資紛争解決条約を脇退<sup>ヒヤウ</sup>る (*Ibid.*, p. 884)。Cf., R. B. Lillich, The Diplomatic Protection of Nationals Abroad: An Elementary Principle of International Law under Attack, *American Journal of International Law*, Vol. 69, 1975, p. 363.

## 第一部 損害賠償責任

### 〔〕 事実

本仲裁手続は米国仲裁協会(American Arbitration Association)の商事仲裁規則に基いて、米国マサチューセット州において設立されたリヴィア・コマニー・トハウ・トラベル会社(リバート社) (Revere Copper and Brass Incorporated) (Revere) と海外民間投資公社(Overseas Private Investment Corporation) (OPIC) およびリヴィア社との米国国際開発局(Agency for International Development) (AID) 間に、一九七〇年九月一五日締結された保証契約第七一一〇号(Contract of Guarantee No.7230) に関する仲裁裁判である。

海外民間投資公社は当該保証契約の当事者として、国際開発局

を承継している。

海外民間投資公社契約は、メリーランド州で設立され、リヴィア社の完全子会社であるリヴィア・ジャマイカ・アルミニナ会社(Revere Jamaica Alumina, Limited)が承りた投資に關係し、その投資は西インド諸島のジャマイカにおけるリヴィア・ジャマイカ・アルミニナ会社の「ボーキサイト採掘事業」つまりボーキサイトからアルミニナを精錬するプラント(工場設備)の建設と操業のための資金調達を目的としている。

リヴィア社の請求は、海外民間投資公社契約の保険担保範囲B(「収用」)に基いて補償および諸経費の償還に關係している。裁定すべき基本的な問題とは、リヴィア社ないしその子会社であるリヴィア・ジャマイカ・アルミニナ会社が受けた損害が海外民間投資公社契約における以下の一般条項第一・十五条の関連諸規定に定義される「収用行為」によるものであるか否かとすることである。

「第一・十五条 収用行為 収用行為とは、プロジェクト本国政府がとるか、認可、裁可、宥恕する行為で、補償の有無にかかわらず保証期間に開始され、一年の期間に亘って次のことを直接阻害するあらゆる行為をいう。

\* \* \*

(b) 投資家が株主もしくは債権者として、外国企業に対す  
る投資の結果取得したその基本的な権利を実効的に行使  
すること。ただし、もっぱらプロジェクト国政府の引受  
ないし協定の結果取得された権利は、単にこの種の引受  
ないし協定から取得されたことを理由として、そのよう

な基本的な権利とはみなされない。または、  
(c) 投資家が有価証券ないしそれから生ずるあらゆる権利  
を処分すること。または、

(d) 外国企業がその財産の実効的部分の使用ないし处分に  
対して実効的管理をおこなうこと、またはプロジェクト  
を建設ないし操業すること。

ただし、次の行為は除外される。

「(1) 明白に国有化、没収、または干渉、土地収用その他  
の取得を含む収用を目的とせず、憲法上認められる統治  
目的に合理的に関係し、専断的でなく、適用を受ける実  
体の合理的分類に基づき、かつ確立した国際法諸原則に  
違反しないプロジェクト国政府の法令、規則もしくは行  
政行為。」

第一・一五条は次のように結論している。

「プロジェクト国政府によるプロジェクト上のあらゆる  
引受、合意や契約の破棄、損傷ないし履行拒否は、本条  
に規定される規準に従って収用行為となる場合にかぎり  
収用行為とみなされる。」

(a) 一九六七年三月一〇日協定

リヴィア社の投資は、一九六七年一月二六日のジャマイカ  
政府とリヴィア・ジャマイカ・アルミナ会社の仮協定を引き  
いだ同年三月一〇日の協定を基礎としている。同協定によれ  
ば、ジャマイカ政府はリヴィア・ジャマイカ・アルミナ会社  
に対して、「同社がジャマイカにおいてアルミナ・プラント  
を建設する」ことを「発議した。」そして、リヴィア・ジャ  
マイカ・アルミナ会社はジャマイカ人民とその民主政体を信  
頼してその用意があり、「同社のジャマイカ経済に対する貢  
献」にかんがみ同社が「長期ベースの合理的な保護手段によ  
つて現在および将来の資本投資を保証される」権利を有し、  
さらには「同投資がジャマイカにおける操業の開始とその拡  
充のために奨励されることが望ましい」と記されている。

また同協定によれば、協定は、リヴィア・ジャマイカ・ア  
ルミナ会社が建設するプラントでのボーキサイトの商業生産

開始の日ないし協定締結後一年六カ月の日から二五年間有効とされた。さらにリヴィア・ジャマイカ・アルミナ会社はボーキサイトやアルミナに関するジャマイカ政府と第三者のあらゆる取極なし契約の条件を享受することを選択することができる（第三条）。ジャマイカ政府は、ボーキサイト・アルミナ産業（奨励）法の改正を含む協定実施の法律制定のためあらゆる努力をおこなう（第四条）。所得税負担と鉱区使用料は協定第六条、第七条、第八条および第九条の規定に従つて定められ、いかなる順税や関税その他類似の輸入税も特定輸入品目について支払われない（第一〇条）。土地税は第一条によつて規律される。その他の租税、負担、課徵金は、規定される場合の外賦課されない（第一二条）。本協定は課税と鉱区使用料の目的上二五年間有効とする（第一三条）。ジャマイカ政府は、リヴィア・ジャマイカ・アルミナ会社が米国国際開発局の保証を受けることに同意し、同社に対しそのため必要な援助を与える（第一四条）。ジャマイカ政府はリヴィア・ジャマイカ・アルミナ会社に対して海上埋立地を売却する（第一五条）。ジャマイカ政府は鉱業権等を提供する（第一六条）。リヴィア・ジャマイカ・アルミナ会社は、技術職員や管理職員、請負人等の輸入の外、ジャマイカ人職員を使用

するためのあらゆる合理的な努力をおこなう（第一七条）。いかなる義務もリヴィア・ジャマイカ・アルミナ会社に對して、明示的に規定される場合の外、課されない。プロジェクトの関連において保有される財産等を所有、運用、占有ないし換金する権利は変更されない（第一〇条）。ボーキサイト埋藏量が利用可能とされなければならぬ（第二三二条と第二三条）。鉱業賃借権が与えられる（第二四条）。リヴィア・ジャマイカ・アルミナ会社は為替管理の目的上その地位を認められ、その他の利益を与えられる（第二六条）。

リヴィア・ジャマイカ・アルミナ会社はアルミナ・プラントを「段階的に」建設する。第一段階のアルミナ生産力は年間最低二十二万米トンとされ、三年以内に完成される。そして、総生産力は十年以内に年間六十六万米トンとされねばならない（第二七条と第二八条）。

リヴィア社は、同協定を見越してジャマイカにおいてボーキサイトを試掘する許可を取得していた。一九六七年四月一日、その許可は鉱業法ならびに鉱業規則に基づき、特別鉱業賃借権第六〇号として付与された。リヴィア・ジャマイカ・アルミナ会社は、二五年間の更新を条件として、それにより一定の鉱区を二五年間賃借し、二千百八十三万米トンの

アルミナ生産が可能となる、十分な商業ボーキサイトを採掘する権利を与えられた。リヴィア・ジャマイカ・アルミナ会社は、協定に従いセント・エリザベス地区のマゴッティに日産二十二万トンのアルミナ・プラントを建設した。一九七一年六月、操業が開始され、商業生産は一九七二年一二月に達成された。一九七四年一二月三一年現在、工場設備投資とその他の固定資産は約八千九百六十万米ドルであり、当時の純簿価は八千九百二十万米ドルであった。リヴィア社の請求によれば、リヴィア・ジャマイカ・アルミナ会社に対する株式投資と貸出の総額は約一億一千三百四十万米ドルに達していた。

年間生産力は二十二万トン以上に拡大されなかつた。一九七三年協定に規定されていた第二段階の建設のための交渉が日本コンソーシアムとの間に開始され、一九七四年五月八日、レター・オブ・インテントが署名された。

(b) ジャマイカの政治情勢

一九六二年のジャマイカ独立に引き続き、ジャマイカ労働党党首ブスタマンテが首相となり、一九六七年、同党的シアラームが彼の後任として首相になつた。一九七二年の総選挙において、ブスタマンテの率いるジャマイカ労働党が人民民族党

に敗れ、人民民族党党首マンリーが首相に就任した。選舉後間もなく、マンリー首相はボーキサイトとアルミナ産業の再検討に着手した。一九七二年一〇月、彼は国連総会において次のように演説している。

「開発遂行のために資本と技術的ノードハウを提供する者と、資源を保有しかつ基礎的インフラストラクチャーと労働力を提供する者との間に開発から得られる利益が分配される基盤を再構築しなければならないときがきてゐる。」

後に、彼は一九七三年中に「一九七四年におこなわれる内外的回答の段階を設定する」と述べている。一九七二年、ボーキサイト委員会が国内に設置され、一九七三年、「アルミニウム産業の抜本的調査」が開始され、その調査は四項目の政策に帰結した。

- (1) ボーキサイトの採掘とアルミナ生産による収益増大
  - (2) 鉱山会社に賃貸されたボーキサイト鉱石の回復
  - (3) 鉱山会社が所有するすべての土地の再取得
  - (4) ボーキサイト産業の過半数の国家的所有と管理
- 第一の目標は、租税と鉱区使用料の引き上げを禁止していき、ブスタマンテの率いるジャマイカ労働党が人民民族党の契約に反する、一九七四年六月の法律制定によって達成さ

れた。首相は一九七四年八月の演説において、政府がアルミニウム産業による国庫収入への納付金を二千五百万ドルから二億ドル前後に変更したと述べ、それが「独立主権国家の権利の行使等」を通じて達成されたと付言している。

政府がその他の目標に着手することを決定していたことは明白である。一九七〇年、首相は開発途上国の経済的独立の「鍵」が「共同所有」にならざると書留めている。

そのことは、諸国家の経済権利義務憲章に関する一九七四年四月の国連総会特別会期における彼の演説で確認される。彼はその演説において、ジャマイカが、「国際社会に対しても窮乏国の発展を阻害する手段」であった「国際関係の旧機構を撤廃することを目的とする国際経済秩序の再構築を正式に決議することを要請する」と述べた。一九七四年五月一五日、

政府の新聞発表は首相を引用して、次のように述べている。  
「アルミニウム会社との契約の再商議は必然的あり、それが主権国家の権利であるのみならず、人民に対する義務でもある。これらの考慮は契約上の合意の神聖に優越する。」

一九七四年一月三日、ジャマイカ教職員協会での演説において、首相はエネルギーの危機的状況にふれ、「燃料問題が

因襲的に取り扱われてはならない」と言明している。砂糖、バナナ、ボーキサイトなどの一次産品に関する契約が署名されたとき、石油は今日のよう、「バーレル当たり一四ドルではなく、一ドルにすぎなかつた。さらに、彼によれば「すべての基本的諸要因が変化しており、この種の契約は歴史によって破棄され、契約を正当化していた諸要素はもはや存在していない。」そして彼は次のように付言している。

「ジャマイカ政府はもはやこの種の契約に拘束されることができない。ジャマイカが存立するために、われわれは国外に売り渡されるものについて新しい契約と利益を交渉しなければならない。」

#### (c) 一九七四年三月にけおる契約再商議の諸提案

このような体制において、首相はアルミニウム六社に対しても一九七四年三月一五日に会合することを要請した。この会合において、首相はアルミニウム業界との取極の見直しが一九七〇年以来彼の政党によって公約されてきた政策であり、一九七二年の政権担当以降政府の政策となつていていると指摘した。しかし、彼はトルード首相やキッシンジャー長官に保証していたように、その交渉が国際法と国際慣習の範囲において

ておこなわることを会社に對して保証することを希望した。政府が国有化を予定しておらず、必要とされたことは、増収、国際收支の改善、埋蔵量の開発促進、ならびに精製力の増大であった。彼の父による業界との既存の取極以降、政治的時勢は変化してきていた。国有化がそれに対する回答ではなく、業界との「真に実行可能な関係」というのがそれであった。彼の究極目標は、政府自体が經營に参加しない、ジャマイカ人民による五一パーセントの所有であった。

この会期の穩健さは、同日会社に対して示された書面要求の命令的性質とは対照的であった。交渉の代表者マタロンはその証言において、すべての事項が事実上商議可能であったと主張しているが、それらは商議不可能であると思われた。

「提案」とされたそれらは、収入提案と産業への現地参加の二つに分けられていた。両者は近似していたが、同一ではなかった。リヴィア社に示された提案の場合、収入提案は「生産税が一九七四年一月一日より導入される」と述べている。これは、ジャマイカで採掘され、アルミナに加工されるボーキサイトのロング・ドライ・トン当たり一四ドル（ジャマイカ）に相当する。鉱区使用料は、国内で加工されるボーキサ

料金に変更される。減耗控除額が「一九七四年一月一日より中止され、海外民間投資公社の保険料は控除可能な経費とは認められない」。「政府」は、最恵会社待遇を規定している契約上の規定を無視する「権利を留保する」「すべての外国為替は指定された被寄託者に『売却されなければならない』」すべての海外支払いは、為替管理局の認可を得てジャマイカの銀行預金勘定から「おこなわなければならない」。

「現地参加」に関する政府の方針は、

「ジャマイカにおいて操業するボー・キサイトならびにアルミニナ企業の最大限の国家的所有と実効的な国家的管理を確保する」

ことであるとされた。

すべての地表利用権は、リヴィア・ジャマイカ・アルミニナ会社から買収される予定であった。ボー・キサイトの採掘については、政府が「既存のすべての鉱業権と鉱業賃借権の取消を決定している」と述べられた。当時、政府は二〇年間のボー・キサイト供給の約定と五年間の鉱業権付与に関する契約を「直ちに締結する」と述べられた。過半数の現地株式参加が交渉されたであろう。

その後交渉された一九七四年一一月二〇日の仮協定におい

て、リヴィア社がいくつかの政府提案に合意したが、それらはとりわけ、必要とされる議会の立法上の承認、リヴィア社の重役会、リヴィア・ジャマイカ・アルミナ会社、「貸付機関」の承認、ならびに仮協定実施のために必要な条件の合意を特に条件としていた。しかし、最終的取極は、リヴィア・ジャマイカ・アルミナ会社が交渉していた日本コンソーシアムの参加が得られなかつたことと、同社が一九七五年八月にプラントの閉鎖を余儀なくされた経済的な諸理由で締結されなかつた。六十万千米トンのアルミナ生産力拡大に関する準備調査を獲得するというリヴィア・ジャマイカ・アルミナ会社の合意に対して、政府はその仮協定において、一九七四年度に關するボーキサイトのロング・ドライ・トン当たり五ドル（米国）の「補助金」を承諾した。準備調査が終了し、したがつて課徴金は削減された。

#### (d) ボーキサイト税

一九七四年三月から五月に亘る会社と政府の精力的な交渉過程において、当該課徴金の性格と額については交渉不可能であることが判明した。いかなる合意も達成されず、首相は五月一五日議会に対し政府の提案を提出し、一九七四年六月

ボーキサイト（生産税）法が制定された。ボーキサイトは、これによつて七・五%から隨時決定される率の租税を賦課された。この税率は、毎年省令によつて指定される「第一アルミニウムの平均実勢価格」に適用されるものとされた。初年度の一九七四年の税率は、ボーキサイト一トン当たり一一・一六ドルとされた。それが一九七五年に一二・六五ドル、一九七六年に一五・六二ドル、一九七七年に一七・八六ドルに引き上げられた。この法律は、「一九七四年一月一日から実施されるものとみなされ」、「いかなる法令ないし協定も、この法律またはそれに基づく義務を毀損するものと解釈されてはならず、この法律またはそれに基づく規則に従つてなされた行為に關して、いかなる訴訟原因も発生させない」と規定している。

同法第四条は、各生産者が四半期に生産したとみなされる最低生産高を規定し、各生産者が附則第一に設定される基本率でその最低生産高を乗じた金額を収税長官に暫定的に支払うということを規定していた。したがつて、生産高が実質的に規定生産高を下回つたり、生産が完全に停止した場合、課徴金のインパクトは増大した。リヴィア社の場合、十一万一千二百五十トンといふ四半期の最低生産高はその当時の生産率に近似していた。リヴィア社が低い生産率で操業したり、課徴

金が閉鎖後にも賦課された場合、負担は実質的に増大したであろう。しかしながら、ジャマイカ最高裁判所は、課徴金の賦課が生産者に対するものではなく、採取ないし取得されたボーキサイトに対するものであり、リヴィア社がボーキサイトを生産しないいかなる年度においても、課徴金が適用されないと判示した。したがって、一九七五年一二月三一日以降、リヴィア社はいかなる課徴金も支払っていない。一九七四年一月一日から一九七五年一二月三一日までの期間において、リヴィア社は九百四十万四千ドルを支払っている。

この法律によれば、大臣は、毎年「前年度の第一アルミニウムの平均実勢価格」を決定することができるのみならず、第五条により、下院の賛成決議を条件として現行税率と最低生産高を変更する命令を出す権限を有する。さらに、大臣はその定める条件に従つて課徴金の一部または全部を免除なし輕減し、払戻す権限を与えられた。

#### (e) 鉱業法の改正

一九七四年六月一七日、第四十五条C項を付加し、規則制定に関する第九五条を改正するために、鉱業法が立法府によって改正された。前者によつて、大臣は命令により鉱業賃借権

者に対して規定される最低生産高を採取することを要請し、その要請が

「有効期間中、鉱業賃借権者ないし特別鉱業賃借権者のボーキサイトに対するものであり、リヴィア社がボーキサイトを生産しないいかなる年度においても、課徴金が適用されないと判示した。したがつて、一九七五年一二月三一日以降、リヴィア社はいかなる課徴金も支払っていない。一九七四年一月一日から一九七五年一二月三一日までの期間において、リヴィア社は九百四十万四千ドルを支払っている。

この法律によれば、大臣は、毎年「前年度の第一アルミニウムの平均実勢価格」を決定することができるのみならず、第五条により、下院の賛成決議を条件として現行税率と最低生産高を変更する命令を出す権限を有する。さらに、大臣はその定める条件に従つて課徴金の一部または全部を免除なし輕減し、払戻す権限を与えられた。

「いかなる法令ないし協定」とされていてもかかわらず、後者によつて、大臣は鉱業法の諸規定を実施するための規則を制定する権限を与えられ、次のことが規定されている。

「いかなる法令ないし協定も、この法律に基づいて制定される規則またはかかる規則に基づく義務を毀損するものと解釈されではならず、この法律またはそれに基づく規則に従つてなされた行為に關して、いかなる訴訟原因も発生させない。」

一九七四年六月二一日、鉱業大臣はこの法律に従つて規則を制定し、一九七四年一月一日に遡及して、ボーキサイト賃借権に基づいて支払われる鉱区使用料率を一ト当り五〇セント引き上げた。一九八一年四月一日からは、ジャマイカにおいてアルミニナに精鍊されるボーキサイトの鉱区使用料率は、アルミニウム地金のニューヨーク公示価格の変動に合わせて一ポンタ前後に調整されることになる。

一九七四年七月二九日、大臣は鉱業法第四十五条C項に基づく授権を行使し、次の命令を出した。

「附則に列举された鉱業質借権者または特別鉱業質借権者は各四半期において各自に指定される順数のボーキサイトないしラテライトを採取もしくは取得しなければならない。」

リヴィア・ジャマイカ・アルミナ会社に指定された量は、十一万一千三百五十トンであった。一九七四年九月一九日、この命令は取消された。その取消についてはいかなる説明もなされていない。

(f) リヴィア・ジャマイカ・アルミナ会社のプラント閉鎖—海外民間投資公社に対する請求

リヴィア社は、一九七四年の一株六十分の利益に対して、一九七五年の第一・四半期につき一株二十六分の損失を報告している。リヴィア社の場合、一九七五年の最初の四ヵ月間、月額百五十万ドルから一百万ドルの損失が政府に対して報告された。五月、リヴィア・ジャマイカ・アルミナ会社が「経済的必要性から」プラントを閉鎖することを決定しているとの通告がなされた。一九七五年度の調整においてボー・キサイト税

の救済を含む、閉鎖回避の手段を見出す政府の精力的な努力にもかかわらず、一九七五年八月一九日、プラントは操業を停止した。その後、政府に財産を処分したり、収益可能な拡充を達成するという努力も失敗に終った。一九七五年八月以降、プラントは本仲裁手中も閉鎖されたままである。

一九七六年一月一三日、リヴィア・ジャマイカ・アルミナ会社は、ボーキサイト税が協定違反であるとする決定と、その賦課徴収の禁止命令を求め、ジャマイカ最高裁判所に政府を相手どり訴訟を提起した。裁判所は違反の申立を却下したが、リヴィア・ジャマイカ・アルミナ会社がボーキサイトを生産していない場合、課徴金が賦課徴収されないと判示した。判決は上訴中である。

一九七六年四月二十四日、リヴィア社は海外民間投資公社に対して補償の申立を付託し、政府が海外民間投資公社契約第一・一五条に定義される収用行為をおこなつたと主張した。

一九七六年一二月二日、本仲裁手続が開始された。

一九七七年六月二二日、予備的審理が開始された。その後、損害賠償責任問題に関する審理が約四週間に亘って開かれ、その間証人十人が審問され、補佐人からは広範な論拠が陳述された。この問題に関する速記録は四千四百頁に及び、

六百点に余る証拠書類が提出された。

## 〔二〕 リヴィア社の請求が提起した損害填補責任の問題

リヴィア社は、海外民間投資公社契約の第一・一五条(b)、(c)および(d)が適用されると主張している。裁判所は、リヴィア社が請求をなしうるとしても、その請求が(d)に該当するという海外民間投資公社の主張を容認する。したがつて、裁判所としては、リヴィア・ジャマイカ・アルミナ会社がジャマイカ政府の行為によって一年間直接に「その財産の実質的部分の使用ないし処分に対して実効的の管理を行使したり、またはプロジェクトを建設ないし操業する」ことを阻害されたか否かを決定しなければならない。

この点、リヴィア社は、一九七四年六月に採択された鉱業法措置と国庫歳入措置を含む、一九七四年の上半期における政府の一連の行為が、事実上リヴィア・ジャマイカ・アルミナ会社と政府の一九六七年協定を破棄することによって、協定に規定された契約上の保証を消滅させ、そのため(d)に基づく請求が提起されうると主張している。さらに、リヴィア

社は、政府行為が確立した国際法諸原則に違反しており、第一・一五条一項の除外条項が適用されず、政府行為が(d)に該当するため、第一・一五条の最終条項も適用されないと主張している。

海外民間投資公社は、すべての点に亘つて反論している。海外民間投資公社によれば、ジャマイカ政府は、リヴィア社の投資やプロジェクトに対する同社の管理を取得ないし剥奪していない。その主張によれば、リヴィア・ジャマイカ・アルミナ会社は、ボーキサイト税によつて実効的管理の行使を阻害されなかつた。リヴィア・ジャマイカ・アルミナ会社は、その課徴金を最終的な消費者に転嫁することができたのであるから、その財産の実質的部分を剥奪されなかつた。さらには、契約違反の主張に関しては、それが海外民間投資公社契約上の収用行為を決定する基礎とはなりえない。また、一九六七年協定が明らかにジャマイカ法によつて規律されており、その上ジャマイカ最高裁判所が、租税と鉱区使用料の引き上げの禁止が最初から無効であるとして、リヴィア・ジャマイカ・アルミナ会社の請求を棄却しており、したがつてかかる契約違反も存在していない。

事実について、裁判所は、リヴィア・ジャマイカ・アルミ

ナ会社がプラントとその他の財産を占有しており、一九七五年同社がプラントを閉鎖したのは、経済的理由によるものであり、政府が同社の財産の使用ないし処分を阻害するために同社の業務に物理的に干渉したことによるものではないと認める。また、裁判所は、契約の单なる違反が海外民間投資公社契約の補償規定の適用を可能にせず、契約違反が第一・一五条(d)の適用の根拠として依拠される場合、その政府行為が実効的管理の行使を直接阻害していなければならないという海外民間投資公社の主張を受諾する。

しかしながら、裁判所は、破棄の主張が「無意味」であるという海外民間投資公社の意見には同意できない。事実の慎重な分析から、裁判所は、ジャマイカ政府が一九六七年協定を破棄することを意図しており、絶えざる協定の言及と新しい条件を交渉する双方の努力にもかかわらず、事実上協定を破棄したものと確信する。裁判所としては、ジャマイカ政府が協定第一二条によつて拘束されないというジャマイカ最高裁判所の決定が、海外民間投資公社契約にとつての違反問題を決定するということに同意できない。リヴィア社による九千七百万ドルの対ジャマイカ投資の基礎となつた一九六七年協定がジャマイカ法と国際法諸原則によつて規律されると結論する。

する裁判所の諸理由は、以下において詳述される。多数意見は、ジャマイカ政府の諸行為が一九六七年協定を事实上消滅させ、リヴィア・ジャマイカ・アルミナ会社の財産の使用なしし処分に対する実効的管理の行使を直接阻害したと結論している。

多数意見は、まずこの破棄の問題を取り扱うのが適当であると考える。といふのは、協定が破棄ないし損傷されない場合、破棄によつて第一・一五条(d)において要請される効果が発生したか否かを検討する必要はない。一九七四年六月の法律制定が一九六七年協定の違反を構成するかどうかの問題は、ジャマイカ法のみが適用されるかどうかに關係している。もしそうであれば、最高裁判所の決定は、違反が主張される根拠を事実上排除することになる。裁判所の見解によれば、政府の他の諸行為は一九七四年の法律制定の効果と複合して履行拒否を立証し、他方、ボーキサイト税や鉱区使用料の引き上げ、ならびに鉱業法の改正は重大な違反を構成しかつ政府によるコメントメント無視の証拠となる。これらの行為が立法府の特権を理由に一九六七年協定の諸制限を免除されるならば、協定に係るその他の政府行為が免除されえないといふことの理解が困難になる。

多數意見によれば、ジャマイカ法は、本裁判所が検討しなければならない唯一の法ではない。協定は準拠法に言及していない。しかし、裁判所は協定の通常の目的においてジャマイカ法を受諾するが、ある目的におけるその適用可能性が外国人の権利侵害に関する国家責任を規定する国際法諸原則の適用を排除するとは考えない。本件のように、外国人の経済利益に反し、それを毀損する政府行為が、投資誘因として外国人に誠実に与えられた保証と引受け矛盾するかどうかが問題となる場合、裁判所によれば、それらの国際法諸原則が特に適用される。伝統的な国際法の対応は、契約を規律する国内法にその違反問題を委ねてきている(See Amerasinghe, *State Responsibility for Injuries to Aliens* (1967), at 66 to 99)。しかしながら、最近、契約が長期経済開発協定の範疇に属する場合、仲裁裁判所の一連の裁定は、著名な国際法学者の見解を適用し、この偏狭な対応に対する例外を引き出している。その場合、違反問題は、国内法を適用する国内裁判所の決定に委ねられない。その理由は、この種の契約が政府間に締結されたものではなく、したがって完全に国際的ではないが、特に開発途上国における経済開発という現代国際プロセスの一環として締結されることが、基本的には

国際的であるといつてよいのである。これらの契約の存在理由とは、民間当事者がかかる協定を締結することによって長期に亘ってコモットする多額の投資の安全に関する契約上の保証を要請し、開発途上国が必要な経済開発を促進するために進んでかかる保証を与えるということである。もはや、協定が政府と民間当事者との間に締結されるが、民間当事者の本国政府は、この種の協定とその締結に利害関係をもっている。その場合、投資家の本国政府は、外国政府による契約上の保証に加えて、自らの保証をその投資に与える。

多數意見は、一九六七年協定が長期経済開発協定の範疇に属し、政府当事者に対する国際法諸原則が適用され、したがってかかる当事者による違反問題が国内法によつてのみ決定されないと結論している。国内法上の立場がどうであれ、国家が合法的になし得るものとなしえないものに関する外国人当事者に対する国家責任の問題を当該国家の決定に委ねるところは、確立した国際法諸原則に反するであろう(See Amerasinghe, op. cit., at 100 to 103)。アムフィトリテ・ドクメロ(Amphitrite doctrine)が制限的に適用されるべきであるという指摘が、英國の判令にみられるが、本裁判所はジャマイカ最高裁判所の決定を問題とはしない。しかしながら

る、契約がその性質上国際的であり長期経済開発協定の範疇に属する場合、立法府の最高性と国家主権は決定的基準となりえない。裁判所がまず検討しなければならないことは、国際法のこの生成途上の分野である。

(a) 国際法諸原則の適用性

長期コンセッション協定を保証した政府による契約違反の国際違法性を確立する道を開く努力は、国際司法裁判所に対する英国の請求においておこなわれた (I. C. J. Pleadings, 1952, pp. 64 to 280)。英國政府は、裁判所に対する申述書において次のように述べている。

「英國政府は、國家が国有化する権利を有し、一般に外国人が所有する他の財産と同じように、外国人に保証したコンセッションを国有化する権利を有するという主張に反対はしない。しかしながら、コンセッションと他の財産権に対するこの権利の行使は、国際的実行によって確立された諸制限の支配を受け、確立した国際法諸原則を基礎としている。特に、國家が国有化の権利をコンセッション契約の規定によって明示的に放棄した場合、國家はコンセッションを国有化する権利を有しないといふ

原則がこれらの制限に含まれる」 (Pleadings, at 85)。その場合、イラン政府は、コンセッションが「政府によって取消されず、その条項が将来一般的ないし特別の法律制定、もしくは行政措置または行政当局のいかなる行為によつても変更されではならない」ということに合意していた。英政府の主張によれば、この規定は、イラン政府が「かかる国有化行為」によってコンセッションを消滅させることを法的に不可能とする特別の目的をもつて挿入された。

この種の規定は、リヴィア・ジャマイカ・アルミニナ会社とジャマイカ政府の一九六七年三月一〇日の協定に存在しないが、ジャマイカ政府は次のことを第一二二条と第一三三条において明示的に合意している。

「第一二一条 いかなる租税、負担、課徴金も、ボーキサイトおよびその埋蔵量とそのオペレーションズに対しても賦課されない。」

「第一三三条 本協定の諸規定は、課税と鉱区使用料の目的上二五年間効力を有する。」

破棄の合法性に関するかぎり、ある禁止条項と他の禁止条項との間に、原則的な相違を見出すことは困難である。いずれの場合にも、国家はその将来の法律制定行為を拘束しえな

いといふことが主張される。いずれの場合にも、立法府は契約上の制限に違反し、それを取消したり無効にする。いずれの場合にも、国内法は行政府と立法府の行為を支持する。いずれの場合にも、国内的または国際的レベルにおいて、国家の明示的引受が合法的に履行を拒否されうるか否かの問題が提起される。

サウジアラビア政府とアラビアン・アメリカン石油会社の紛争においても、契約上の政府のコマンドメントに違反する主権的権限の行使が、国際法諸原則に訴えられることによつて制限されないと主張された(27 Int'l Law Rep's 117 (1958))。その場合、石油会社(アラムコ)が当事者であったコンセッション契約は、いかなる法がそれに適用されるかを明記していなかつた。さらに、それは仲裁裁判を規定していなかつた。政府が第三者に排他的輸送権を付与することを決定し、アラムコがそれを契約違反であると抗議したため、政府とアラムコは問題をスイスで設立された仲裁裁判所に付託することに合意した。この合意において、裁判所は、「サウジアラビアの管轄権内の事項については」サウジアラビア法に従い、「サウジアラビアの管轄権外の事項については」裁判所が適用されうると宣言する法に従つて問題を決定す

るよう命令された(id., at 153, 154)。

政府は、石油がどのように自國領域から輸送されるかをそ  
の主権的な規制権限の行使によつて決定する権利を有すると  
主張したが、裁判所は、法の一般原則に訴え、それを当事者  
の権利義務を解釈、補足するために適用することが必要であ  
ると判示した(id., at 168)。裁判所によれば、サウジアラビ  
ア法は、「必要に応じて法の一般原則、石油産業の慣行と実  
行、ならびに法律上の諸概念によつて」解釈、補足されなけ  
ればならない(id., at 169)。「協定の解釈」は、サウジアラ  
ビア法のみを「基礎とされるべきではなく、論理と良識の原  
則によつて規定されなければならない」(id., at 172)。裁判  
所は、「客観的な基準」を適用し、「サウジアラビア政府と  
米国会社によつて署名されたアラムコ・コンセッション協定  
が、その当事者とその必然的結果のゆえに国際的性格を有す  
る」と判示して、この結論に到達した(id., at 166)。

国際契約の概念は、その後デュブノイ教授によつて、一九  
七七年一月一九日のテキサコ・オヴァンーズ石油会社とカリ  
フォルニア・アジアティック石油会社対リビア政府の仲裁判  
断で採択、展開された(17 Int'l Legal Materials 1 (Jan. 1978))。  
契約が国家の国外仲裁裁判を規定し、そして国際法諸原則に

共通なリビア法諸原則によつて規律され、一致のない場合には法の一般原則によつて規律されるとした同事件は、本件と区別されるが（海外民間投資公社は「ヨーロッパ」）と「保証契約」をやむに区別している）、長期経済開発契約の国際的性質に関する仲裁人の分析が適切である。彼の見解によれば、

「国際契約が最近、その諸要素を完全に同一の国家領域に帰属させられない契約として定義されたが、これらは契約は、国際取引の利益を含むという經濟的意味のみならず、複数国家に跨る諸要素を含むという法的意味においても、疑いなく国際契約である」（TOPCO/Libya Award, at 20）。

伝統的に、國家と外国人民間当事者の契約は、当然にそれがの国家の国内法によつて規律されることがなされた（Serbian and Brazilian Loans Case, (1929) P.C.I.J., Ser. A, No. 20, at 41）。しかしながら、デュポン教授によれば、最近「この分野の法的分析が一段と洗練されてゐる。」彼の見解によれば、契約上の実行は、

「契約を『非国内化』、ないしは契約と国内法の自動的連結を分離する傾向にある。今日、特定国家の国内法、

特に契約当事国の国内法が契約を規律する場合、それは当事者間の合意によるものであり、もはや国内法の特権的やしくは機械的な適用によるものではない」（TOPCO/Libya Award, at 24）。

彼の見解によれば、契約は、「法の一般原則」による紛争解決への言及なしで契約それ自身の性格によつて「国際化」されてきている。この後者の点について、彼はこれら契約の特徴として、主題の広さ、開発途上国への投資と技術援助の導入、関係国の開発に占める重要性、「国家と民間当事者の緊密な協力関係」を含む「投資家の排他的責任の引受けと永久的設備を必要とする」長期性、「受入国の經濟的社會的進歩の実現」への外国人請負人の緊密な連携に言及している。その法的関係の契約上の性質は、民間当事者と国家に要請される協力関係と「合意された投資の規模」のゆえに、かかる関係の追求する一般利益という目標と、民間企業に委ねられた任務に必要な収益性との間に均衡を計ることが意図される。したがつて、契約の効果とは、民間当事者に対して次のいふを確保するにあらず。

「関係国における民間当事者の多額の投資によつて正當化される確實な安定性。投資家は、立法上の不確実性、

つまり受入国の国内法が変更される危険や契約の破棄もしくは取消しとなる政府措置に対し特別に保護されなければならない。したがって、いわゆる安定化条項が挿入される。すなわち、この条項は、協定の全部または一部を国内法から排除し、それをアラムコ仲裁判断に示された特別規則ないし国際法体系としての法体系に付託することを規定するのに資する」(id. at 31 to 36)。

裁判所は、この分析がリヴィア・ジャマイカ・アルミナ会社とジャマイカ政府の協定の国際化に妥当すると判断する。

したがつて、裁判所は特に、当事者がジャマイカ政府と米国メリーランド州の会社であり、それぞれ異なる国籍を有していることに言及する。会社は政府の発意に基づいて、ジャマイカにアルミナ・プラントを建設することになった。そこに投資される民間資本は、ジャマイカの国外で調達されるものとされた。前文によれば、リヴィア・ジャマイカ・アルミナ会社は、ジャマイカ経済への約一億二千五百万ドルのこの出資によって、

「現在と将来の資本投資を長期ベースの合理的な手段によつて保護される」権利を与えられた。

この資本は、長期ベースで米国内において調達された。一

九六七年一二月、リヴィア社はその株主から、五千五百五十九千三百ドルに及ぶ支払期限一九九二年の転換社債を公募した。その目論見書は、アラバマ州スコットボロ近郊における十一万一千四百トンのアルミニウム還元プラント建設のための九千七百万ドルの工業開発債の発行を含む、一億六千八百万ドルの第一アルミニウム・プロジェクトの一環として、ジャマイカのボーキサイト採掘とアルミナ・プラント・プロジェクトを記載している。したがつて、ジャマイカにおいて年間一二十二万米トンのアルミナを生産することを意図したボーキサイト採掘とアルミナ生産、他方アラバマ州においてアルミニウム塊を生産するこのコンビナートは、まさしく国際生産オペレーションである。ジャマイカにおいてアルミナに加工された原料は、米国に輸送され、そこでアルミニウム塊に還元された。それは圧延され、板製品や鍛造製品などに組み立てられ、一連の家庭製品や工業製品として米国の内外で販売された。

したがつて、トプコ対リビア仲裁判断によつて「経済開発協定」の特徴とされたすべての要素が、リヴィア・ジャマイカ・アルミナ会社とジャマイカ政府の一九六七年三月一〇日の協定に見出される。その主題は広範である。それは段階的

な大型アルミナ・プラントである。第一段階の二十二万トンは、商業生産開始以降一〇年間に亘って六十六万トンに拡大される。商業ボーキサイトは、「四〇年を下らない期間に亘つて大型アルミナ・プラント拡大後の総生産力を維持するに必要な程度に」利用可能とされなければならなかつた。一二五年間、一定の土地に対する鉱業質借権が、二五年間の更新の権利とともに付与されるものとされた。リヴィア・ジャマイカ・アルミナ会社は、ジャマイカに技術援助と職業訓練を提供し、同国開発における重要な地位を引き受けた。道路や住宅その他の施設が建設された。プロジェクトは、ジャマイカの経済的・社会的進歩と緊密に連携されるに至つた。協定は、アルミナの商業生産ないし協定日の二年六か月の日から二五九年の長期に亘つていた。最後に、その目的は政府の一般利益とリヴィア・ジャマイカ・アルミナ会社の保護の間に均衡を計ることであった。したがつて、金融上の諸要件の安定に関する詳細な諸規定が、特に租税、引当金、為替管理、輸入税などに言及して設けられた。

国際化はさらに、ジャマイカ・プロジェクトに対するリヴィア社の投資が低開発国の経済援助に關する米国政府の長期計画に準じ、一九六一年对外援助法の下に海外民間投資公社

によって保証されている事実から生ずる。一九六七年一月のジャマイカ政府とリヴィア社の仮協定の直前、つまり一九六六年一〇月に実施された米国国際開発局の特定リスク保証計画便覽は、その序において次のように述べている。

「特定リスク投資保証計画は、低開発国の経済開発促進と生産力増大への米国民間資本とノーハウの参加を奨励することを目的としている。」

\* \* \* \* \*

「特定リスク投資保証計画は、低開発国への投資に伴う主要な政治リスクに対して保険担保を与えることによつて、低開発国の経済成長への米国民間企業の参加を増大することを意図している。低開発国への民間投資の増大は、富の生産を増大し、雇用を拡大し、新しい市場を創設し、生活水準を向上させ、地域住民に新しい技能を提供する。米国政府は、米国のビジネスが他国の自給自足への発展を援助するにあたつて果たす重要な役割を承認している。この計画は、低開発国の成長を援助する資本と技術の移転を奨励し、米国の对外援助計画の目標を長することを意図している。」

この便覽はさらに、この計画に基づく米国と七五カ国以上

の開発途上国との保証協定を記録している。ジャマイカもこれら諸国に含まれ、ジャマイカと米国の協定は、次のように規定している。

「第一条 アメリカ合衆国政府とジャマイカ政府は、い

ずれかの政府の要請に基づき、アメリカ合衆国政府が保証するジャマイカへの投資について協議する。

第二条 ジャマイカ政府が投資に関する活動を承認し、かつアメリカ合衆国政府によるかかる投資の保証を承認しないかぎり、アメリカ合衆国政府は、ジャマイカへの投資を保証しない。

第三条 投資家が投資保証に基づきアメリカ合衆国政府に対し、(a) 借款を含むジャマイカ法貨、(b) 投資家の営業活動による投資保証上の支払い請求、ないし(c) ジャマイカにおける投資家財産（有形無形の物的・人的財産）の利益の全部または一部を譲渡した場合、ジャマイカ政府はかかる譲渡を有効なものと承認する。」

第一条の規定通り、一九六九年一月二八日、ジャマイカ政府は、米国国際開発局の投資保証計画の目的のためにリヴィア・ジャマイカ・アルミナ会社の投資を承認した。明らかに、

その結果は、ジャマイカに対するリヴィア社の投資を国際化ア・ジャマイカ・アルミナ会社の投資を承認した。明らかに、

することであり、特に、リヴィア社の請求のように、海外民間投資公社が請求の支払と同時に取得するすべての権利は、第三条に基づき米国政府の権利となる。

したがって、裁判所は、一九六七年三月一〇日協定が国際契約であると結論し、それに適用される法が単にジャマイカの国内法であるのみならず、特にデュブヌイ教授の言及する「いわゆる安定化条項」に関しては、国際法諸原則が適用されると決定する。この点、リヴィア・ジャマイカ・アルミニナ会社協定の場合、第一二条（追加租税禁止）と第二〇条（投資保証）が特に関係する。後者は、プラントその他の財産を「所有、占有、使用、換金する」リヴィア・ジャマイカ・アルミニナ会社の「権利」を毀損することを禁止し、さらに「いかなる義務も会社に対して課されなければならない」ことを特に規定している。これらの規定は明らかに、外国からの資本投資を奨励し、外国人投資家に対する政府の政策と姿勢の変更から資本投資を保証するという、政府の一般政策を促進することを意図した。

この点については、海外民間投資公社も他の関連で言及しているが、ファトゥロス教授著『外国投資の政府保証』にお

ける彼の所見に特に言及するのが適當である。つまり、

「ある場合、特に投資家が実効的にその利益を守る能力を合理的に確信するか、期待される利益が危険負担を正当化するに十分大きいとき、投資家は投資条件悪化の危険を進んで負担する。しかし他の場合、特に資本輸入国が新しく事業を起こす産業については、将来の保証が必要となる。投資家は、不利益となる法的状況が将来発生する可能性のないことを信ずることができなければならぬ。しかしながら、今日、もとより開発の遅れた諸国

の場合、安定と保証の諸条件が激動期を通して存続することを確信もつて予測することは不可能である。したがつて、投資家に対する法的保証が関係国ないし関係諸国によって与えられる必要がある。外国投資家は、将来においても法的関連文書に明記された確定的な法的待遇を享受し、したがつて自己にとって不利益となる国内的な法的政治的諸条件の重大な変更を危惧する必要のないことを保証されなければならない」(p. 63)。

ゆえに裁判所は、一九六七年三月一〇日協定が国際化された契約であり、したがつて国際法諸原則が適用されると結論し、以下においていかなる諸原則が破棄の問題を規律するか

を検討する。

#### (b) 適用される国際法諸原則

一九六二年、国連総会は「天然資源に対する永久的主権」に関する決議一八〇三(XVII)を採択した。その規定によれば、

「国家によって、または国家の間に自由に締結された外国投資協定は、誠実に遵守されなければならない」(57 Am. J. Int'l L. 710, 712 (1963))。

この適用性を制限する国連の最近の努力にもかかわらず、これは国際法の基本原則である。トプコ対リビア仲裁判断は、これらの努力について詳論している。デュブュイ教授は仲裁判断の七一頁において次のように述べている。

「決議一八〇三(XVII)が概ね真の一般意思の表明であるが、そのことは上述の他の諸決議には妥当しない。特に諸国家の經濟権利義務憲章について、いくつかの要因は、本件に關係する文書の諸規定の法的価値を否定する一因となる。」

この仲裁判断は、特徴的な諸要点を再検討し、その諸概念が立法論的な定式化以上のものとはみなされず、多數の先進諸国の見地からすれば法に反する、と結論している。

「国有化をおこなう主権国家は、契約当事者たる国家の引き受けたコミットメントを無視できないと結論されなければならない。さもなければ、事実上、国家が引き受けたすべての契約上のコミットメントは、純粹に任意的条件のもとに引き受けられ、したがつていかなる法的効力や拘束力も有しない」ということが認められることになる。そのような解決は、契約が当事者を拘束しないことを意味する。したがって、それは国家の信憑性を著しく阻害する。この種の契約における一方当事者のみが拘束されるのであれば、それは契約に不均衡を導入することになる。そのような結果は、法的に、もつとも基本的な誠実原則に反し、したがつて受け入れられない」(TOPCO /Libya Award, at 72, 74)

これらの所見は本件に直接関係する。海外民間投資公社の主張によれば、リヴィア社は、第一二条による政府の引受がジャマイカ政府を拘束せず、協定を規律する法のもとにおいて拘束力を有しないことを知っていたか、知つていてべきであつたことになる。スマス首席裁判官はその判決において次のように述べている。

「第一二条に関する政府代表の見解が少なくともジャマイカ人である原告会社の法律顧問に対して明らかにされたことについて、いざさかの疑いもない。法律顧問がその依頼者にこの見解を伝えなかつたことはありえない。」しかし、リヴィア社が第一二条に関する政府の立場を知らなかつたとしても、そのことは同条の諸規定が国際法上の問題として拘束力を有しないことを意味するか。この重要な問題を解くためには、アルミニウム諸会社に関する租税高権を制限する問題についての政府の立場の経緯が検討されなければならない。

すでに一九五七年、つまりリヴィア社がジャマイカに進出する一〇年前、政府はレイノルズ社とカイザー社の二社と、租税安定の問題について「一括取引」を交渉した。この取極は二五年間有効とされ、所得税評価の収益率を決定する方式などの外、次の規定を含んでいた。

「いかなる追加的租税も、ボーキサイト、その埋藏量ないしボーキサイト事業や、その事業に使用される資産ないしその利益配当に対しても賦課されない。」

重点は所得税による政府の収益シェアの増大に置かれた。當時、「世界の支配的な鉱区使用料と一致しない鉱区使用料を課すことによって、われわれが所得税に関する合意に違反

したといわれる状況を創造することは、ジャマイカの利益に反する」ということが認められた。したがって、新規の二五年取極は、ジャマイカの所得税収入の増大を主眼としていた。それらの支配的な考慮の一つは、「会社がジャマイカにおいて引続きその事業を拡張し、ジャマイカを主要な供給源として信頼する可能性を維持する」ことであった。

しかしながら、レインズ社とカイザー社は、「政府が二十五カ年の所得税取極を実用的な取極とはみなさない」旨を通告された。事情が変化し、その取極が非現実的なものとなりえた。その場合、「問題を再検討するために、政府が会社と交渉を開始すると期待するのが自然である。」事実、会社は「国家の収益シェアを剝奪し、非現実的となつたあらゆる長期協定を廃棄するのが政府の責務である」と通告された。

カイザー社が協定を法律に編入することを要請したとき、大臣は、「そのような法律が現在または将来の政府によって無効とされるかぎり、その要請が会社に最大限の保護を与えるものではなく、したがつていかなる効力も認められない」と述べた。したがつて、会社側に対する通告によれば、協定が「誠実に義務的である」が、立法府はそれを任意に変更することも自由であった。レインズ社の法律顧問は、「政府が将来の行政権限の行使に関して契約を結ぶことができないとか、ジャマイカ立法府の法令によつて無効とされえない契約を結ぶことができないということについて、彼が同意でき

た。」「首席大臣は繰返し、政府の将来の立法行為を拘束することを目的とするいかなる協定も締結しえないと指摘した」が、問題の諸規定は「誠実の問題とみなされなければならず、文明国政府がこの引受の履行を拒否しない」ということが一般に認められた。この部分に関する結論は次のように述べている。

ない」と述べた。同法律顧問は次のように述べた。

「われわれの目的とするところは契約である。それゆえ、立法府が同契約を無効とする法令の制定を提案するならば、立法府は悪意に行爲し、約定を破ることになる。」

裁判所にとって、両当事者がこの状況を心得ていたと思われる。スミス首席裁判官は第一二条を無効と判断し、いかなる有効な契約上の権利も認めなかつたが、次のように述べている。

「利用できる証拠によれば、一九六七年協定の当事者は、それを一九七四年の法律制定まで法的拘束力のある契約とみなしていた。現在、同協定を無効とするために、法律関係設定の意思の欠缺を申し立てることは、その行動と一致しない。」

国内法上契約を変更する立法府の権限の如何を問わず、政府が外国人当事者との契約に拘束されるという国際法原則は、重要な国際仲裁やその他の裁判において繰返し主張された。Shufeldt 事件において、単独仲裁人は、行政府に対してチクル・コンセッションの土地の占有を命令したグアテマラ立法議会のデクレに関連して、次のように述べている。

「グアテマラ政府は、その適当と認める諸理由に基づいて、リヴィニア・コオペー・アンド・プラス会社事件 川岸

て自らデクレを制定する完全な権限を有する。裁判所はかかる理由に関係しない。裁判所は、その理由がなんであれ、そのようなデクレが外国人の権利侵害となる場合にのみ関係する。その場合、政府は権利侵害に対して補償を支払わなければならず、その不履行を正当化するため、国内法を援用することができない」(II U.N.R.I. A.A. at 1079, 1095)。

密接な類似性が Shufeldt 事件と本件の間にみられる。グアテマラは、政府契約の承認不承認の権限が憲法上立法府に帰属し、したがつて権限越越の契約が無効であり、いかなる権利も申立人に付与されなかつたと主張した。仲裁人は、契約が農業大臣の覚書の中で立法府に提案されたが否認されたと主張したが、グアテマラ政府は契約についての記述が覚書ではなされておらず、契約が憲法上の要件に基づいて承認されなかつたと主張した。Shufeldt が権利を取得したと主張する六年後に議会が契約を否認し、政府はそのことが原始的無効を立証していると主張した。さらに政府は、あらゆる契約違反の請求がグアテマラの仲裁によつて決定されるべきであり、それがいかなる事情のもとにおいても裁判所なし外交チャンネルに付託されなければならないという見解を主

張した。その後関係二ヵ国政府の合意によつて、ポンジュラスの主席裁判官を仲裁人とする仲裁裁判が設立された。

イスラエルのキャラバン裁判官を仲裁人とするサファイヤ国際石油会社対イラン国営石油会社事件の場合、リヴィア社事件の場合のように、契約は準拠法を規定せず、単に当事者がその諸規定を「誠実と善意の原則に従つて」履行することを約束すると規定していた。本件の場合、アルミニウム会社との租税取極に関するジャマイカ政府の声明は、「政府を誠実に拘束するものとみなされる」ということであった。

Sapphire 事件において、仲裁人は、契約が「準国際的性格」を有し、あらゆる国家の法律または特定の法体系の支配も受けないと結論した。その見解によれば、「文明国に共通な国家実行に基づく法的一般原則」が適用される。仲裁人はイラン国営石油会社がある義務の履行を慎重に拒否し、その不履行が契約違反になると判示し、次のように述べている。

「契約上の引受けが尊重されなければならないことは、国際裁判所によって終始明言される基本的な法原則である。pacta sunt servanda 原則はあらゆる契約関係の基礎であれ」(35 Int'l Law Rep'ts., at 181)。

トプコ対リビア仲裁判断において、デュブコイ教授もまた、

国内法に基づく国有化措置と国際法の支配を受ける契約上の国家義務との関係を論じ、次のように述べている。

「国家は外国人当事者に対して一定期間一定の法的經濟的地位を保証するために、自らを国際的法秩序のもとに置く。他の当事者はこのコミットメントを斟酌して、関係国に一定額の投資をおこない、譲渡された石油資源を自己の危険において探査採掘する義務を負う。

「それゆえ、国家による国有化措置の決定は、国内法上の管轄権の行使を構成するが、そのような措置が国有化国との関連する国際法関係に影響を与える場合、国際的諸結果を惹起する」(TOPCO/Libya Award, at 50)。

おひに、彼は国連決議一八〇一一(XVII) を引用して、次のように述べている。

「したがつて、国家は、その主権行使によって自由に引き受けたコミットメントを無視するために、同一の主権を援用しえず、国内秩序に帰属する措置によって、契約義務を履行している当事者の諸権利を無効にする」とができだる」(id., at 54)。

いの立場は、一九七三年国際法委員会が国連総会に提出した国家責任に関する第三報告書において明確に述べられて

る。

「ある特定の行為が国内法の諸規定に準拠しているとか、その諸規定によって明確に定められているということは、その行為が国際法によって確定される義務違反を構成するところ、その国際違法性を否定することができない。」

「国家がその国際義務不履行の根拠として憲法上の諸規定（または欠陥）を申し立てることができないという原則は、実に国際法的一大原則であり、その体系全体を充たし、あらゆる分野に適用されね」(II Yr. Bk. Int'l L. Comm., 1971, at 193, 277; See also 1973 Report to the General Assembly, A/9010/Rev. 1, II Yr. Bk. 1973, at 163, 188)。

アル・リウム会社において、一九五七年、および一九六六年と一九六七年のジャマイカの状況は、天然資源の経済的開発のために政府が外国人投資家から実質的な長期のコラートメントを得ることに努め、そのための実質的誘因を一定期間租税やその他の保証のかたわで与えるといった古典的な状況であった。拘束力ある契約を結ぶことによって国家の主権的権限が束縛されなければ、国家はそのような契約によって本質的ニーズを充たすための権限を剥奪されるとにな

る。政府が外国市場で長期公債を発行して国際的な資金調達をおこなう場合のように、政府は人民の願望を充たすために一定期間不可避的に国家の主権的権限に制限を加えることがある。外国人に有利になされたコラートメントは、国際法上、そのようなコラートメントを無効にしらる議会やその他政府機関の国内憲法上の権限にもかかわらず、拘束力を有する。本件の場合、それ以外の立場は、ジャマイカが資源開発のためにその主権的権限の行使によって外国民間資本を獲得したり、あるいは外国企業を誘致したりすることができないことを意味する。外国民間資本を獲得するために、政府が拘束力のない契約を単に発給するところとは意味をなさない。コラートメントが絶対的な法的形式においてなされるという意味において、契約が結ばれるのであり、その契約を実施するのは国際法である。本件の仲裁手続の目的において、契約は拘束力を有するとみなされなければならない。

ちなみに、裁判所は、米国国際開発局と海外民間投資公社の保険契約を認可している一九六一年対外援助法の所定の政策、つまり諸国家間の経済協力と取引の拡大という原則を支持するその政策について裁判所の指摘したところを繰返す。保険契約のこの意味に関する裁判所の見解は、そのような政

策を促進する。

この段階において、裁判所は国際法に関するかぎり、ジャマイカ政府が第一二条のコミットメントを含む一九六七年協定の諸規定に基づくコミットメントに拘束されると結論する。

(c) 一九七四年六月の諸行為が協定違反を構成したか  
以上の点から見て、この問題についてはほとんど述べる必要がない。

ボーキサイト課徴金の重大性は明らかに実質的であった。

一九七四年と一九七五年の二年間において、リヴィア社は九百四十九万四千ドルを支払った。海外民間投資公社の分析によれば、一九七四年のそれは約二〇一パーセントの総生産税に等しく、リヴィア社がプラント拡充提案に関する準備調査費用負担の代償として実質的な補助金を受取らなかつたならば、その率は約三四パーセントに上昇した。一九七五年についていは、海外民間投資公社はその率を生産実績の三五・九パーセントと概算し、プラントが八月に閉鎖されず、かつ一九七五年においても一九七四年の生産噸数が生産された場合の想定率を約三〇パーセントと概算している。

アルミニウム会社一般、特にリヴィア社に対する課徴金の

効果は、それが価格の値上がりによって消費者に負担させられたために明確にすることはできない。米国内の価格統制がその実施期間中暫く消費者負担を禁止しえた外、その消費者負担に対するいかなる法的障害も存在しなかつた。すべての経費、特に石油と労働力が急上昇し、統制の撤廃後、価格も急騰した。裁判所の見解によれば、裁判所がこの問題について正確な認定をおこなうことを義務づけられておらず、リヴィア社が操業していた期間の記録について確信をもつてそうすることができない。ともかく、課徴金が没収的でなく、リヴィア・ジャマイカ・アルミニナ会社が課徴金によって「その財産の実質的部分の使用または处分に対する実効的の管理の行使」を阻害されなかつたということについて、裁判所は海外民間投資公社と同意見である。しかしながら、裁判所によれば、課徴金が一九六七年協定の違反を構成するかどうかが重要な問題となる。リヴィア・ジャマイカ・アルミニナ会社が提起した訴訟において、ジャマイカ最高裁判所は、ジャマイカ法上「一九六七年協定がリヴィア・ジャマイカ・アルミニナ会社に対して将来の租税に関するいかなる権利も設定しておらず、したがつてボーキサイト生産税の設定が同社の一九六七年協定の違反とはならない」と判示した。裁判所は、スミス

主席裁判官がジャマイカ法を正しく適用しなかつたとか、リヴィア・ジャマイカ・アルミナ会社がジャマイカの裁判所において「適正な手続」を与えられなかつたとは考へえない。

スマス主席裁判官は、政府が外国人との契約においておこ

なつた誠実なコミットメントを国際法上遵守しなければならないかどうかという問題を論じていない。彼は国際法諸原則ではなく国内法諸原則を適用し、大臣が課税について立法する議会の主権的権限を束縛しえないがために、第一二条の諸規定が「最初から無効」であると裁定した。政府がコミットメントの違反に関する国際法上の諸結果を伴わない立法上の自由を留保することを意図したならば、当事者は一九五七年と一九六六年および一九六七年に締結したアルミニウム会社との協定においてそうすることができた。しかし、当事者はそれをしていない。一九五七年のコミットメントが一七年間変更されず、一九六六年と一九六七年に更新された。後者はそれぞれ八年と七年間実施された。政府は一九七四年と一九七六年にアルミニウム会社と再度契約を交渉し、課税ならびに関係するその他の重要な諸点についてコミットメントを約した。すべての場合、協定は基本的諸規定から発生する紛争に関する国際仲裁を規定している。仲裁がバーミューダでお

こなわれ、いざれかの当事者が任命をおこなわない場合、仲裁人はロンドン事務弁護士協会会長によつて任命されることになつてゐる。

少なくとも一九六七年のリヴィア社の場合、裁判所は、当事者がそれぞれの理由で、一九七四年から一九七六年に亘る交渉で解決された基本的問題に従事しなかつたというのが現実であると信ずる。ある出来事が発生した場合、当事者はそれを将来のある解決に委ねた。その出来事が発生した現在、裁判所はそれを決定しなければならない。

一般に認められているように、議会はいつでも租税に関する法律を制定し、民間当事者との契約を無効にすることができる。しかしながら、補償の支払いが国際法諸原則に従つて正当化される事情がある場合、議会はかかる当事者に対して補償を拒否することができない。裁判所の見解によれば、そのような事情が本件に存在している。

裁判所は、憲法上の権限のもとに行爲する立法府が、Shufeldt 事件の場合のように、政府のコミットメントの諸規定に反する法律を制定することを政府によつて妨げられないが、政府のコミットメントが国際的に拘束力を有すると判断する。しかし、それに反する行為は違反を構成する。

(d) 政府は協定に基づく義務の履行を拒否したか

リヴィア社は、首相の宣言とその他の政府行為が協定全体の履行拒否を構成すると主張している。これに対して 海外

民間投資公社は、協定の存続が認められる多くの例証が存在していると述べている。たとえば、「現行協定」の改正を規定した一九七四年一二月二〇日の合意書と交渉過程における

種々の声明がそれに含まれる。さらに、その主張によれば、リヴィア・ジャマイカ・アルミナ会社はボーキサイトを採掘し、アルミナの生産に必要なすべての諸権利を依然として所

有していることになる。

契約に関するアメリカ法律家協会の第一リストイメント  
草案第九の第二七四条（履行拒否となる声明または行為）において、「履行拒否」とは、

「(a)債務者が債権者に対し、第一六八条に基づく違反に関する損害賠償請求権が債権者に生ずる違反をおこなう旨を通告する声明、または

「(b)債務者が違反なしに履行することを不可能とするか、明日に不可能とする故意の積極的な行為」

をいうとされている。

(b) の註釈において、この言葉は「その当事者が履行しないか、または履行できないことを意味すると合理的に解釈されるほど十分に明日でなければならない」と述べられている。さらに、

「それ自体十分明日でなくとも、不履行による違反となる言葉は履行拒否となりうる」(TD No. 9 at 4)。

この点英米法は大体において似かよっている (4 Corbin on Contracts § 959 etc.)。

一九七四年上半期における多数の公式声明は、現行契約を新しい取極に切替える政府の意図と決定を明確にしていた。それらは一九七四年六月の制定法と結合して、履行拒否の諸要件を充たすと考えられる。

たとえば、一九七四年一月三日、首相は「ジャマイカ政府が」アルミニウム諸会社との協定に「もはや拘束されえない」と公に言明している。一九七四年三月一五日、交渉諸提案が提出され、一部は交渉提案とされたが、大部分が契約変更として出され、その契約変更はすでにおこなわれていたか、おこなわれようとしていた。たとえば、収益に関する提案は次のように述べていた。

「旧協定に基づく所得税率に関する特別の取極は停止さ

れる。」「一九七四年一月一日生産税が導入される。」

「現行の鉱区使用料率は一九七四年一月一日から切替えられる。」「減耗償却引当金は、一九七四年一月一日より停止される。」「政府は源泉課税の支払い免除を認めない。」「生産税と鉱区使用料は二年毎に再検討される。」

海外民間投資公社の保険料は、「控除可能な経費とは認められない。」政府は他の会社に対して異なる条件を付与する権利を留保する。すべての外国為替収益は、指定された被寄託者に売却されなければならない。すべての海外支払いはジャマイカの銀行預金勘定からおこなわれ、為替管理法に従つてジャマイカ銀行の認可を得なければならぬ。ボーキサイトとアルミナの輸出は規制される。

さらに、「ジャマイカにおいて操業しているボーキサイト

とアルミナ企業に対する最大限の国家的所有と実効的な国家的管理を確保し、「貴社の所有するすべての地表利用権を買受けける」のが政府の政策であるとも述べられた。「政府はすべての現行鉱業賃借権と鉱業権を取消すことを決定している。」「政府は貴社への過半数の国家的株式参加について交渉することを希望する。」他社に付与された諸条件を享受する同社の選択権は終了される。

政府の財政的諸要件を充たすために国庫を増大するという「現行の鉱区使用料率は一九七四年五月一日、首相は下院に對してボーキサイト課徴金を提案する声明において、これらの提案を「国庫に関する政府の必要性を評価する」試みとして退けていた。彼の言葉によれば、政府の諸要求は「ジャマイカの国家自身の資源の価値に基づくものであり、単に予算的必要性に基づくものではない。」一九七五年五月三一日までの一五ヵ月間の投資収益が約一億八千九百万ドル（米ドル）であり、鉱区使用料の「総収益」が七百万ドル（ジャマイカドル）になると概算された。彼の提案によれば、付加収益は、「経済の生産性の強化と合理化のための資本開発基金」に充当される。

上述したように、政府の一九七四年五月一五日付新聞発表は次のように述べている。

「アルミニウム諸会社との契約の再商議は必然的であり、それが主権国家の権利であるのみならず、人民に対する義務でもある。これらの考慮は契約上の合意の神聖に優越する。」

政府がアルミニウム諸会社との新しい関係を設定することを決定しており、旧協定に立ち戻らないということは、それ

らの声明や六月八日、一七日の議会の行為、その制定法に基づく政府側の諸行為から明白である。政府が一九六七年の諸条項を遵守する用意があつたと結論することは不可能である。そのことは、米国大使館の一九七四年五月二一日付電報によつて確認される。次のことがそこで述べられている。

「政府は三月一五日の要求リストで述べたことをかなり計画しており、政府の交渉意図が目標達成の方法についての合同決定であつて、一般的な妥協に達する譲歩のやり取りでないことは明瞭である。」

立法府によって制定された一九七四年六月の法律、選出された国家元首たる首相のそれに関連した初期の諸声明、三月十五日の交渉諸提案の強行的性質、一九七四年六月の法律制定後の諸行為は、全体としてリヴィア・ジャマイカ・アルミニナ会社との協定に基づく義務の履行拒否を証明している。それが政府の意図であったという裁判所の結論は、リヴィア・ジャマイカ・アルミニナ会社協定の次の重要な規定に直接関係する、六月制定の二法によって強化される。つまり、第三条は、リヴィア・ジャマイカ・アルミニナ会社が「不可抗力ならびにアルミニウム産業の世界的諸条件に対する十分な注意を払うことを条件として、ボーキサイトの永続的かつ実質的な

採掘を維持する」と規定している。

海外民間投資公社は、「純所得よりもボーキサイトの消費順数に基づく」税制を立案するのがジャマイカにとって賢明であったと述べている。しかし、その税制は実際に消費されたボーキサイトを基礎としていない。アルミニウム各社にとって、それは立法府の承認を条件として大臣が公布する附則に従つて採掘されると「推定される」量を基礎としていた。実際に採掘された量が採掘されると「推定される」量より少ない年度においても、課徴金が「推定される」量を基礎とすることが特に明示された。もちろんその効果は採掘量の低減に比例して税率が上昇することになった。そしてアルミニウム産業の世界的諸条件と不可抗力はそれと無関係とされた。そのような規定は、海外民間投資公社が引用したいかなる租税事件にも含まれていない。少なくとも裁判所はその旨を通告されていない。六月の法律制定には鉱業法の改正が含まれ、大臣は協定の反対の規定にもかかわらず、命令によって定める最低量の採掘を要請する権限を与えられた。不可抗力ないし鉱業の世界的諸条件に対する十分な注意については何も触れられなかつた。一九七四年七月二六日、大臣はその権限の行使によって命令を出した。その命令は同年九月一

九日取消された。裁判所はその取消について一切の説明を与えていない。裁判所の得た情報は、同法が依然として効力を有するということである。事実、鉱業法に基づいて最低の生産を要請する政府の権利は、カイザー社およびレイノルズ社との新協定において承認されている。そしてそれらは、市場条件が世界的または地域的な生産の削減を必要とすると会社側が考へる場合、単に「討議を開始する」ことを政府に義務づけている。

裁判所のこの結論は、投資紛争解決国際センターの仲裁裁判を規定した契約条項にもかかわらず、政府がそのような仲裁にアルコア社やカイザー社、レイノルズ社とのこれら問題を付託することを拒否した事実によつて強化される。そして裁判所は、各社が新協定において仲裁手続を終了することに合意し、それに関する政府の責任を解除したことと言及するが適当であると考える。

もちろん、リヴィア・ジャマイカ・アルミナ会社協定の履行拒否が、一九七四年一二月二〇日の仮協定に示されるようにな、協定の一部が参加などを規定する新取極に発展するといふ可能性を排除するものではなかつた。しかしながら、基本的にはアルコア社、カイザー社およびレイノルズ社と政府の

新協定によつて証明されるように、その関係は異なつたものになつたと考えられる。

リヴィア・ジャマイカ・アルミナ会社の場合、そのことは何を意味したか。裁判所のみるかぎり、ジャマイカにおけるリヴィア・ジャマイカ・アルミナ会社の地位は、追加的義務（「いかなる義務も会社に対して課されない」）や「会社がプロジェクトの開発で所有する土地やプラント、施設やその他財産を所有し、稼動、占有、使用または換金する権利」の毀損に對して会社を保証している、同社とジャマイカ政府の契約によつてもはや保護されなかつた。リヴィア・ジャマイカ・アルミナ会社がジャマイカ憲法の保護を受けることができると主張されるが、憲法上の保証は、契約によつて与えられる保証に比べてしばしば実効性が少ない。議会の最高性が規定されている場合、その憲法は変更されることがある。ジャマイカ法が議会によつて左右され、そして議会がリヴィア・ジャマイカ・アルミナ会社の操業に干渉することを決定した場合、リヴィア・ジャマイカ・アルミナ会社は保護を与えられないことになる。

さらにリヴィア・ジャマイカ・アルミナ会社は、契約上の他の諸権利も剝奪された。裁判所がそれを列挙する必要はない

い。少なくともその中には、為替管理の免除、ならびにリヴィア・ジャマイカ・アルミナ会社が他社に対して付与される同一の諸権利を享受しうるという政府の合意が含まれる。確かに、後者の規定は、競争の激しい産業において無視できない重要性を有していた。

有価証券法に基づく設立趣意書において、リヴィア社は会社の権利が政府との協定によって保護されると述べることができなかつた。もちろん、リヴィア社は一九七四年の政府の行動を理解し、それから結果する会社の立場の不安定性を強調することができた。リヴィア社は、一九六七年協定が依然として有効であるとか、そうでなくとも会社の権利がジャマイカ法によって保護されるとかと偽るだけの勇敢な態度を装うことができなかつたにすぎない。

したがつて、裁判所は政府が一九六七年協定を履行拒否したものと結論する。

(e) 協定の履行拒否が第一・一五条に基づく収用行為を構成するか

この請求は、そのような行為が国際法違反を構成するという根拠による、ジャマイカ政府の協定違反ないし履行拒否に

関する損害賠償請求ではない。ここで決定されなければならぬ唯一の問題は、リヴィア・ジャマイカ・アルミナ会社が協定を履行拒否する政府行為によってその財産の実質的部分の使用ないしは処分に対する実効的管理の行使、もしくは財産の運用を直接阻害されたかどうかということである。この問題を解決するためには、協定ならびに協定とプラントやその他の設備の使用や運用、処分の関係の分析が必要になる。

海外民間投資公社はその第二訴答覚書において、「コンセッション」協定の「破棄、損傷、履行拒否または違反となる外国政府」の行為が「ほとんどねに第一・一五条(d)の基準を充たす」と述べている。しかし海外民間投資公社は、リヴィア・ジャマイカ・アルミナ会社協定がコンセッション協定ではなく、第一・一五条(d)によつて保護されない保証協定であるとしている。

確かにこの区別は有益な分析であるが、それが本件に適用されると、裁判所はそれを説得力のないものと判断する。いずれの場合においても係争問題を決定するのは、実効的管理に対する違反ないし履行拒否のインパクトである。

政府によるコンセッション協定の履行拒否が「ほとんどねに第一・一五条(d)の基準を充たす」のであれば、採掘や製

造、ならびにその関連設備に対する大規模な投資の基礎となり、かつ企業にとってコンセッションと同じくぎわめて重要な法的経済的安全性の諸規定を含む長期経済開発協定に関連する類似の政府行為について、それが妥当しないとされる理由を裁判所は理解することができない。基本的な要員と資材の輸入、アルミニウムの世界的諸条件のみを条件として採掘する義務、課税、為替管理、輸入税といった重要な諸点がそこに含まれている。

リヴィア・ジャマイカ・アルミナ会社協定自体は採掘する権利を付与していないが、「商業ボーキサイト」の十分な埋蔵量を供給するという政府の重要なコミットメントを含んでいる。それは特別鉱業賃借権によって履行確保された。しかし、三月一五日の諸要求は次のように述べている。つまり、「政府がすべての現行鉱業賃借権の取消を決定している。」この鉱業賃借権の取消が特別におこなわれなかつたが、操業する権利に経済的意味を付与する協定は履行拒否された。他社に関しては、それらに付与された新しい賃借権が新しいパートナーシップの関係を形成している。

裁判所の見解によれば、ジャマイカ政府がリヴィア・ジャマイカ・アルミナ会社に対する長期コミットメントを履行拒

否するときの行為の効果は、実質的に、使用と運用の実効的管理に対し、履行拒否されたコンセッションによって財産が譲与されたのと同一のインパクトを有する。このように結論するとき、裁判所は政府行為のインパクトが管理の行使に対するものでなければならず、その管理が「実効的」でなければならないことに留意する。すなわち、その管理は実際的であり、単に理論的なものであつてはならない。それは形式主義的な法律尊重の問題ではなく、実際上の問題である。海外民間投資公社は、リヴィア・ジャマイカ・アルミナ会社が一九七四年以前のすべての権利と財産を所有していると主張している。つまり、リヴィア・ジャマイカ・アルミナ会社がプラントやその他の設備を占有し、鉱業賃借権を有しており、従来と同じよう操業することができる。それは形式的な意味において正しいが、政府行為による会社の契約上の権利の破壊という点からみて、裁判所はリヴィア・ジャマイカ・アルミナ会社の財産の使用と運用に対する「管理」が依然として「実効的」であるとみるとができない。

ジャマイカにおけるリヴィア・ジャマイカ・アルミナ会社の事業のように、大規模な産業の管理は、一連の継続的な政策決定によって行使される。この政策決定過程が検討されて

はじめて、政府との安定化協定が存在しない場合に実効的管理が存在し、かつ行使されうるかどうかが決定される。

裁判所は、ある行為と決定を必要とした新型ボイラーの必要性と干渉の諸問題に関する証言を聴取した。大規模な事業における政策決定の継続的必要性の事例として、裁判所はこれららの問題に言及するにすぎない。リヴィア・ジャマイカ・アルミナ会社の事業管理を分析すると、全体の機構が契約の上に構築されており、それなしには構築されなかつたことは明白である。したがつて焦点は、政策決定と、機構の基礎となつた契約が消滅した場合にその政策決定に何が起きるかという点に置かれなければならない。

率直にいって、経費、設備の耐用期間、資金調達、全操業に対するインパクトや見返りの予測など、費用便益分析に通ずる諸要因は、問題の大小にかかわらず、日常の政策決定の中心をなす要因である。合理的な政策決定は事業の一定の継続性を必要とする。本件のような大規模な事業において、契約が見込まれなければ、政策決定は単なる冒険となる。危険はこの種のすべての政策決定に先天的に備わっている。しかし契約がなければ、可能性は予測できない。そこには合理的な政策決定がおこなわれる方法は存在しない。政府は昨日お

こなつたことを明日ないし一週間後、もしくは一ヵ月後におこなうことができる。政府は昨日あることががらをおこない、明日ないし一週間後もしくは一ヵ月後には別のことがらをおこなうことができる。このことは管理の中心をなす合理的な政策決定の反対命題である。そこでは直接政府行為のために、契約と全操業の「実効的管理」が消失している。ウェブスターによれば、「直接に」という語は「隔てるものなく直ちに」と定義されている。ここでは政府行為と実効的管理の消失の間に隔てるものは何も存在していない。

人によつては、総合的な契約を結ばずに受入国において事業を起すことがある。事実、そのことはしばしば各種の理由で比較的小規模な事業にみられる。このボーキサイト・アーリミナ・オペレーションのような大規模で複雑な事業においてそうすることはきわめて異例である。したがつて、人が進んで投機するということは、本件の中心的問題を解明することはならない。

拡張の可能性や生産性の向上、拡張に参加を予定された日本コンソーシアムとの合弁企業の計画について、多数の証言がおこなわれた。それからは何も得られなかつた。裁判所はそれらの計画の失敗を重視しない。計画がきわめて遠大かつ

複雑であり、その失敗が直接契約解除による管理の喪失に起因する」とみることができない。

このような分析が適当でないとされるならば、つまり財産の実質的な一部または全部、もしくは事業活動に対する物理的なインパクトが第一・一五条の適用に必要であるとされるならば、本件のように大規模な投資を含む複雑な事業活動において、事実上合理的な政策決定をなしえないという累積的インパクトが本条項の適用をいかなる点で可能とするかが問題とされなければならない。一九世紀的な意味において軍隊が漸次もしくは突然侵入するといった何かが起きるまで待たなければならぬのか。なんらかの物理的インパクトが存在しなければならないのか。裁判所の見解によれば、そのような狭義の保険契約の解釈は今日の現実に適合しないし、第一・十五条の立案者が意図するところではない。

この点に関して、基本契約の有無が保険担保範囲に関係がないというのが海外民間投資公社の立場であった。投資家に對してその趣旨の見解を指示するものとして、海外民間投資公社はその便覽と四つの保険証券のステートメントに言及している。裁判所によれば、これらの文書の解釈はその結論を支持していない。その趣意は、被保険者たる投資家が受入国

のあらゆる契約違反によって当然に保険金の支払いを受けることができると言えないよう警告しているにすぎない。

#### 第一・一五条後段は次のように規定している。

「プロジェクトに関するプロジェクト国政府のあらゆる引受、合意や契約の破棄、損傷なしし履行拒否は、本条に規定される基準に従つて収用行為となる場合にかぎり収用行為とみなされる。」

この規定の効力発生文言は、破棄や損傷、履行拒否や違反である。この違反はあらゆる説明書にみることができる。そしてこの文言は、財や役務の代金支払い拒否の言及にみられたり、協定の特定の規定の言及にみられる。

保険証券三・八の改訂二と三の文書の記述によれば、コンセッション契約が保険担保範囲に含まれないこと（リヴィア社の保険契約では言及されていない）、そして「保証が明白であつて違反が」当然には収用となりえず、基準となる定義に従つて判断されるということが保険契約に明記されねばならないように思われる。違反にのみ言及している第五文書は、保険証券三・八を言いかえているにすぎない。

リヴィア社がジャマイカ政府と結んだ種類の契約の破棄や履行拒否が保険担保範囲に入らないということを指示する意

図が、これらの説明書の立案者にあつたならば、立案者はその趣旨を述べていたと考えられる。要するに、説明書は第一・五条に関する裁判所の見解と矛盾しないし、そして事実、そのことは推論と言及の不在とによって補強される。

海外民間投資公社が一九七五年に用いていた保険契約の形式が、リヴィア社と海外民間投資公社の一九七〇年契約と同一であつたかどうかは、記録を検討しても示されていない。しかしそうであったとしても、一九七五年に改訂された海外民間投資公社便覧は、第一・五条に関する裁判所の見解を強化するものである。その便覧は次のように述べている。

「海外民間投資公社の保険契約は、企業の伝統的国有化や財産の取得のみならず、「しのびによる国有化」とみられる各種の状況も「収用行為」としての保険事故に含まれると定義している。プロジェクト国政府がとるか、認められ可、裁可、宥恕する行為で、外国企業の財産や操業ないしは被保険者たる投資家の権利や金融上の利益に対して特定のインパクトを与えるものは、収用行為とみなされる。」

保険契約のこの分析は、受入国による協定の履行拒否が不可避的に保険担保範囲に入ると理解されではならない。特に

商業分野において、そのような結果を伴わない多数の場合が想定される。事実便覧において、海外民間投資公社は、違反を挙げながら主として商業分野を指摘し、保険担保範囲に入らないいくつかの領域を暗示している。

リヴィア・ジャマイカ・アルミナ会社の操業の金融上の諸点について多数の証拠が提出された。裁判所の見解によれば、その証拠とは、本案に関する裁定がリヴィア社に対して有利に下されたときの同社に対する支払い金額を決定するのに關係しており、本案に関して解決されなければならない基本的諸問題に關係するものではない。それは、リヴィア社の財産が無価値になつたことを立証するものではない。海外民間投資公社はそのことを強調しているのではない。

#### 少數意見について

明らかに、裁判所は本件に関する裁判所の分析を明確にしなかつた。裁判所は、リヴィア社と海外民間投資公社の契約が国際法によって規律されると主張するものではない。いかにも、それはコロンビア特別区の法律によつて規律される。裁判所が明白にしようと努力した点は、準拠法に言及していないリヴィア・ジャマイカ・アルミナ会社とジャマイカ政府

の協定がもっぱらジャマイカ法によつて規律されるのかどうか、したがつて違反問題に關するジャマイカ最高裁判所の判決がこの仲裁裁判にとって重要であるのかどうかを決定する場合、国際法諸原則が関係するということである。政府行為の有効性がジャマイカ法上どうであれ、協定がそれによつて事実上破棄された。そのことは二重の意味において重要である。第一・一五条一における海外民間投資公社の損害填補責任の完全な解除は該当しない。第二に、さらに重要なこととして、裁判所は国際法違反の破棄ということからその行為が第一・一五条(a)から(e)の意味における収用行為に當るかどうかを決定しなければならない。

後者については、實際問題として何が一億ドルの産業コンピューターの実効的管理を構成するかという点で、裁判所は少數意見と見解を異にする。その基本的な相違は一つの事例によつて示される。合理的の決定をおこなう自由は、実効的管理の中心にある。經營者が本件のような複雑な事業を任せられる有能な技術専門家の援助を必要とし、その技術専門家が今日通例となつてある有利な種類の契約を強調するとしよう。大臣が協定に規定された不可抗力と鉱業の世界的諸条件に關係なく、協定に直接違反して隨時命令によつて最低限の採掘

を要請しうる権限を与えられた鉱業法をも曠せず、經營者は長期的支出を約束するであろうか。そのようないかなる命令も実施されていないので、操業に対するいかなる物理的インパクトも存在していない。經營者はそのような専門家を雇用するかどうかを何を基礎として決定できるであろうか。裁判所にはわからない。裁判所は実効的管理が失われていると考える。裁判所は、海外民間投資公社が裁判で主張した見解と、同公社の契約立案者および同公社の説明資料の起草者の見解とを同一視することができない。

受理された四〇点の証拠書類は、少なくとも一九七五年八月一日の閉鎖についての広範な交渉と意見交換を詳細に述べている。少数意見はこれらのいくつかの書類を詳しく検討している。この証拠書類はすべて実質的に、収用行為が完結されたと裁判所が判断した一九七四年六月三〇日以降一年以上も経過している。海外民間投資公社は、収用行為がたとえあつたとしても、それは閉鎖の月末一九七五年八月三一日現在であると主張している。一九七四年六月三〇日をその時期と決定した裁判所の結論に照らしてみれば、それらの出来事と意見交換には偶發的重要性しかないと裁判所は判断する。

得、さらに期待された日本コンソーシアムの参加による財産の増殖に関する交渉において努力した。これらの問題はきわめて複雑であり、一九七五年六月一二日まで同時的に検討され、交渉は数ヶ月に亘った。当事者が困難な交渉において妥協を追求しながら、閉鎖に関する提案を含む諸提案と反対提案をおこなったが、その方法は一九七四年上半期における出来事に解決の光を投げかけることができなかつたと考えられる。

恐らく裁判所が付言しなければならないことは、プラントが閉鎖されなかつた場合、ジャマイカ政府によって提供されたボーキサイト税に対する唯一の救済が、一九七五年度収支に適用され、それ以降の年度に適用されなかつたということである。

裁判所の見解によれば、政府行為が海外民間投資公社契約第一・一五条(d)に該当するので、第一・一五条後段は妥当しない。さらに、政府行為が一般に確立した国際法諸原則に違反しており、第一項は当てはまらない。したがつて損害填補責任の問題について、裁判所は本案をリヴィア社に有利に裁定する。